

令和4年7月から試行

「熊本県やさしいまちづくり条例」 に基づく事前協議手続きの電子申請を開始します。

- 電子申請は、「熊本県・市町村共同システム 電子申請サービス」を利用して行います。
- システムにログインし、利用者情報を入力後、協議書や添付資料をメール感覚でアップロードするだけで、簡単に届け出られます。
- 補正等のやり取りもシステムを経由して簡単かつ確実に行えます。
- 審査後は、協議書に受付印を押したものを副本としてメール、届出書を郵送します。

「やさしいまちづくり条例*」に基づく事前協議（変更協議）

提出先：熊本県 各広域本部 景観建築課

連絡先：県央広域本部 096-273-9634

県北広域本部 0968-25-2729、0968-25-2724

県南広域本部 0965-33-3117

※熊本市、八代市、天草市管内分は除きます

熊本県 電子申請



➡手続き名

やさまち

*熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例

【留意事項】

※添付データは、「協議書（様式1，様式2を含む）」と「添付資料」に分けてください。

※添付データはPDF形式とし、容量は合計40MB以内としてください。

その他、詳細については、入力画面等に記載の注意事項をご確認ください。

※当面の間、データ提出後、担当窓口にお電話をお願いします。